

千葉県都市計画事業土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則の一部改正（概要）

1 改正理由

千葉県都市計画事業土地区画整理事業施行条例の改正の伴い、本規則について所要の規定の整理を行う必要があるため。

2 改正概要

規則第5条の2中「年六パーセント」を「同日における法定利率」に、「年六パーセント」を「当該法定利率」に改める。

その他、所要の規定の整理を行う。

3 施行期日

令和4年3月25日